障がい福祉サービス事業所

職員の皆様へ

ベースアップ等加算手当の支給

２０２３年４月～２０２４年３月の１年間

当法人では、**福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算**の申請を行います。下記の金額を調整手当として、毎月の給与日に支給します。

支給対象職員

対象となる職員の方は、加算対象の介護保険施設に在籍し、８時間労働の常勤職員で、２０２３年4月１日から２０２４年3月３１日に勤務された方に支給いたします。

１、介護職員の方（調整手当４）

１３２,０００円（月額１１,０００円）

２、その他の職員の方（調整手当５）

３６,０００円（月額3,０００円）

障がい事業所すべての職員に配分したいと考えて決定しました。事業運営は厳しい中ですが、自己資金を充てて支給しますので、ご理解をお願いいたします。

２０２３年4月

社会福祉法人黒松内つくし園
理事長　大代　貴輝